


際にみることができず、意見書を書くのに苦労しているように思われ、申し訳なく思っていました。先生が「困難な道になるかもしれないが最後までやりましょう」と言ってくれ、私も励まされ頑張ってきました。ここまでの道のりは大変でしたが、何も分からない

私のために先生や安全センターのかた、そして周りの人たちに支えられて労災認定を受けることができました。

皆様には深く感謝致し  て居ります。」

(大分県勤労者医療生協 佐伯診療所)

に該当しないという。ところが監督署は同じ文書の中で、クリーニング業務でのアスベスト曝露の可能性を指摘し、監督署に相談するよう勧めている。ご丁寧に、本省が作成した曝露例を示した資料まで同封されていた。

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/dl/20.pdf>、別掲はその一部)

これを見たIさんはすぐに、クリーニング協同組合時代に度々、アイロン修理作業に従事したことを思い出した。審査請求すると同時に横浜の監督署にも相談した。病院の主治医からは、「労災になったでしょ。えっ、なってない? そんなことないでしょ。この間、意見書も書いたよ」とまで言われ、混乱状態に。

クリーニング業で石綿曝露

神奈川●不十分な労基署の石綿曝露歴

昨年11月、神奈川県内でクリーニング店を営むIさんが、お連れ合いと共に神奈川県労災職業病センター大和支所(十条通り医院)に相談に来られた。

新潟県出身のIさんは、中学卒業後、左官の仕事をしていたが、冬場は仕事ができないため、関西方面に出稼ぎに行った。大阪パッキング製造所の労働者として、発電所の壁や工場のパイプに珪藻土にアスベストを混合して塗っていたという。作業時にマスクなどはなく、眉毛が真っ白になった。

その後、神奈川県に転居。クリーニング店やクリーニング協同組合で働いた後、クリーニング店を開業して現在に至る。5年ほど前、かかりつけ医から、レントゲンで肺の異常を指摘され、医師の勧めで石綿健康管理手帳を取得。2010年2月に健康診断で精密検査を指示され、4月に肺がんと診断され、療養中である。

大阪パッキング製造所を所轄する大阪南労働基準監督署は、2010年10月に不支給決定をした。胸膜プラークはあるが、曝露歴が10年未満なので労災



町中のクリーニング店のプレス機。軽油などを利用したボイラーは必須です。そのボイラーには保温材が使われています。(この写真には保温材は写っていません)。保温材の劣化によりばく露する可能性があります。



大病院のリネン室。すぐ隣に熱源供給のための石綿吹きつけされたボイラー室がありました。吹きつけられた石綿は自然劣化や損傷により繊維が飛散した可能性があり、扉が開け放たれていた場合にはこの部屋にも繊維が飛散してきた可能性も否定できません。



クリーニング店といえばやはりアイロン。昔のアイロンはもっと重くてごつかったそうです。そのアイロンの熱絶縁部に薄い石綿板が使用されていました。分解しなければ、ばく露の可能性はありません。



このような状態では石綿ばく露は皆無でしょう。ただしクリーニング店には、この他に乾燥機など断熱材の使用箇所はかなりあり、劣化による飛散や、修理・補修時等のばく露の可能性もあります。

相談を受けたセンターは、さっそく大阪南労基署に電話した。担当者は、「聴取の際、クリーニング協同組合のことを確認したが、Iさんは曝露はなかったと答えた」と言う。Iさんは、「絶対にそんな質問はされてない。聞かれれば思い出すに決まっている」と言う。

いずれにせよ、労基署は不支給決定前に電話や手紙を出せば良かったはずだ。私たちは、労基署自らが決定を取り消すよう求め、労災保険審査官には、一日も早く取り消すよう求めた。審査官はさっそく神奈川に来て、Iさんや、クリーニング店の元同僚から聴き取りを行い、2011

年2月、原処分を取り消し、業務上と認定した。

Iさんの場合は、たまたま保温工として働いていたから健康管理手帳を取得していたし、労災請求に至った。また、大阪南労基署が、対処は不可解で不十分だったが、クリーニング業とアスベスト曝露の関係に気付いただけ「まし」だった。いまだ、肺がん患者の多くが、アスベスト曝露との因果関係がはっきりしないまま埋もれている。行政や医療機関に対しても、石綿問題はまだまだ終わっていないことを注意喚起していきたい。



(神奈川労災職業病センター)

拠がなかったという。

品川労基署は、これまでの多くの労災認定事例から、火力発電所では保温材等にアスベストが使用されていることは既知であり、このことをもって労災認定を決めたようだ。

F子さんは、10年前に脳出血で倒れて車椅子生活となった夫の介護で腰を痛め、脊柱管狭窄症を発症し、不自由な生活を強いられている。そのため労災の相談等は、ご自宅の団地（横浜市瀬谷区）に直接うかがって行った。

F子さんは、「夫の介護で落ち込むことはなかったが、まさか中皮腫という全然別の病気で死ぬなんて思わなかった」と、夫が中皮腫であっけなく逝ったことの驚きを隠さなかった。脳出血に加え、中皮腫に罹患したKさんの苦しみもさることながら、その夫を長きにわたって支えてきたF子さんの苦労も大変なものがあったと思う。

労災申請から認定まで3か月程度と比較的早く認定されたのには、品川労基署の担当者も、F子さんの自宅で聞き取りをするなどして、F子さんの不自由な生活を承知のうえ配慮したことにもよると思う。

認定の知らせを受けたF子さんは、「センターや監督署の配慮がなかったら、請求もできないし、認定もされなかっただろう。夫に早く労災認定の報告ができてよかった」と話している。



(神奈川労災職業病センター)

変電所の保守点検作業が原因

東京●胸膜中皮腫の労災認定

三上工業所（東芝や東電の関連会社）で変電所の保守・点検作業に従事してアスベストに曝露し、胸膜中皮腫で死亡したKさんの遺族補償が、品川労働基準監督署で認定された（2011年3月16日付け）。

Kさんは、蕎麦や焼肉店を長く経営していたが、三上工業所の現場作業員として10年間働いた。三上工業所は、元々、東芝の変電機器メーカーで、東電の登録指定業者となってからは、主に変電所の遮断器や断路器、変圧器等の保守・点検作

業を請け負ってきた。

2010年12月、妻のF子さんから相談を受けた神奈川労災職業病センターでは、Kさんの同僚の話として、「火力発電所のメンテ作業に従事していた」ことを確認し、会社の事業主証明は得られなかったが、2011年1月に品川労働基準監督署に労災請求を行った。

総務を統括する日新明弘テックによれば、アスベストの使用については「保守・点検作業に使用する材料項目の中に石綿石膏ボードがあった」ぐらいしか証